

2020年4月14日(火)

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」
「年金積立金 管理運用 独立行政法人法等の一部を改正する法律案」
趣旨説明質疑

衆議院議員 柚木道義

私は、共同会派、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムを代表して、只今議題となりました、政府提出の「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」及び野党提出の「年金積立金 管理運用 独立行政法人法等の一部を改正する法律案」について質問致します。

(まず新型コロナウイルス対策を質問します)

緊急事態宣言からちょうど1週間。これからの1週間が封じ込められるかどうかの文字通り正念場です。もちろんコロナ対策に与党も野党もありますが、安倍政権の「緊急事態宣言」「緊急経済対策」は「遅すぎ、少なすぎ」です。世論調査では、緊急経済対策に期待できないが72%、30万円現金給付は一律給付すべきと増額すべきで70%、休業補償は国がすべきが82%です。

(1)安倍総理も小池都知事も東京五輪に注力する一方で、政府・与党は2月下旬に野党が提案したコロナ対策予算を追加すべきとの組替え動議に反対した結果、コロナ対策が後手に回り、今の深刻な感染拡大、コロナ不況に至っているのではないですか。もはや人災です。総理、対応が遅れた点は率直に国民にお詫びを述べるべきではないですか。またマスク全戸配送に466億円より医療、休業補償、現金給付に回すべきではありませんか？お答え下さい。

私たち野党、そして海外から批判されてきたのが検査件数の少なさです。人口当たり検査件数が欧米先進国の数10分の1以下では感染者数の正確な把握は不可能で、他国との比較もできず、海外メディアからは「隠ぺい」とまで非難されました。更に五輪の延期が決まるまで検査能力の2割程度しか検査してこなかった事が意図的隠ぺいの印象を強めました。

厚労省は検査件数が少ない理由を「検査の必要性の基準は医師の判断」と説明。しかし、これは事実ではありません。帰国者・接触者相談センターの全相談者の内、帰国者・接触者外来への紹介は5%、つまり95%の方が医師の判断ではなく相談センターによる国の作った厳しすぎる基準で検査を受けられないのです。

また、メディアでは「医療崩壊」を招かない為にもPCR検査を抑制してきたとの論調がありましたが、厚労省は帰国者・接触者外来で受診能力を超えた事例は一つもな

く、入院ベッドも3月末時点で不足していないとの認識を示していました。

五輪の延期決定後からPCR検査数が格段に増加している事からもそれまでの少なさの原因は習近平中国国家主席の訪日や五輪を予定通りするための意図的抑制ではなかったのか、と言わざるを得ません。結果早期に拡大を防止できず緊急事態宣言の発令となりました。「改正基本的対処方針」の「まん延防止策」24項目の中に「PCR検査」の文言は一つも見当たりませんが、感染経路不明者が5割を超える現状でクラスター対策偏重路線は破綻しています。

(2) 今までの路線を改め、宣言期間内に総理が確約している1日のPCR検査能力2万件を「実検査数」として達成するよう指示して頂きたい。また、どのような考えに基づいて目標達成するつもりか。各々ご答弁下さい。

緊急事態宣言の発令時期を国民の8割が遅いと答えています。総理、宣言による経済への影響を危惧する気持ちは良く分かりますが、国民の命が、より大切であるという事を強く訴えます。

総理は会見で「接触機会を最低7割、極力8割減少させれば2週間でピークアウトできる」と言われました。しかし2週間様子をみての対応で本当に良いのでしょうか。悠長すぎです。

(3) 人と人の接触機会の減少割合は本日4月14日時点で何割減ですか。示せないなら、

なぜ検証できない数字を示したのか。総理の答弁を求めます。

専門家が感染の拡大・縮小状況を判断する参考指標として一人の感染者が平均何人に感染させるかを示す「実効再生産数」、「新規感染者数」、感染者に占める「感染経路不明者数」を上げています。

そこで(4) 緊急事態宣言を出す直前の国及び指定された7都府県の実効再生産数をお示し下さい。また2週間後のピークアウトを目指すからにはその時点での目安は縮小状況と判断される1.0以下と考えるのか、国民に説明して下さい。あわせて、宣言解除の為の新規感染者の増加率と経路不明感染者率の目安をお示し下さい。もし緊急事態宣言の期間を何度も延長するなら総理が宣言者として政治責任を果たしているとは言えません。総理、改めて「この1ヶ月の発令期間内に新型コロナを収束させる」と国民に約束して下さい。答弁を求めます。

休業補償と緊急事態宣言はセットです。それでこそ事業者も労働者も安心して休業できます。国民が総理に望んでいるのは、星野源さんとのツイッターで優雅に紅茶を飲んでいる姿より、自粛と補償をセットで実現するために全力投球している姿ではないでしょうか。

(5) 実際に自肅要請を受けた店や働く皆さんから毎日悲鳴が寄せられています。ここは欧米並みの賃金補償が不可欠です。欧米では8割程度の国民に行き届き、8割程度の賃金補償が行われています。そこで補正予算の事業持続化給付金と現金給付が合計6兆円なのを、欧米並みに大幅に積み増すべきです。答弁を求めます。政府は野党や世論の批判を受け、対象拡大を検討するそうですが、そもそも8割もの国民が排除される1世帯30万円の現金給付でなく、野党案の1人当たり10万円以上全員一律給付で後から課税する方法なら、国民全員に迅速かつ公平な支給ができます。総理、ぜひ全国一律で個人単位での10万円以上の給付の採用を強く求めます。税金はあなたのものではなく、国民のものです。

いま国民を救うために使わずにいつ使うのか。総理、ご答弁下さい。

(6) 事業者支援も現状では遅すぎ、少なすぎで、家賃にもなるかどうかだ、というのが現場の声です。2兆円の「事業持続化給付金」を大幅に積み増すことを総理に強く求めます。ご答弁下さい。

(7) 東京都は「感染拡大防止協力金」を支給しますが、不十分です。自治体と国の補償をセットで実現するべきで、そのために1兆円の全国の自治体が柔軟に使える臨時交付金の拡充を求めます。総理ご答弁下さい。東京都と国も対立ではなく協力して休業補償を拡大し、感染防止の加速を是非よろしく願います。

(8) 子育て世帯への対応も不十分です。家計調査によると、家族1人あたりの食費と光熱水道代だけでも月3万円程度かかります。シングルマザー家庭では1日2食にする家庭もあり状況は切迫しています。児童手当1万円増額について、更なる臨時的引き上げを行うとともに、毎月支給とすること、対象年齢を18歳まで引き上げることを強く求めます。総理、お答え下さい。

安倍総理、憲法改正し、緊急事態条項を制定すれば危機管理が上手く行くわけでは決してありません。

今やるべき事は、目前のコロナ危機をどう乗り越えるかです。精神論やお願いではなく、補償なくして自肅なしです。一刻も早く、いかなる職業であっても排除される事なく、職を失ったり、住処を失くしたり、弱い立場の方々、より多くの皆様を救済できる対策を強く求めて年金法案の質問に入ります。

年金は、まさに国民の老後生活を支える重要な柱であります。

昨年8月公表の財政検証結果をみると、将来年金は決して安心できません。経済前提6ケースのうち3ケースで将来20～30年後の所得代替率が50%を下回り、50%を確保できる3ケースでも、所得代替率は約2割低下、基礎年金・国民年金は約3割も低下する見通しです。基礎年金・国民年金の給付水準の大幅低下は、最大の課題です。

(9)総理は、物価上昇率で割り引けば、基礎年金額はおおむね横ばいと説明しますが、年金の給付水準は、賃金上昇率で割り戻した額、すなわち、所得代替率でみるべきです。給付水準が3割も低下する基礎年金・国民年金で、貯金も十分でない方々が増大する中で、果たして生活が成り立つでしょうか。総理、お答え下さい。

今回の政府案は、小手先の改革です。

本来、全ての労働者に被用者保険を適用するのが目指すべき形であり、この認識は与野党共通のはずです。しかし、政府案では、企業規模要件の撤廃すら実現していません。保険料負担が増大する中小企業への配慮は当然必要ですが、その配慮は適用しないことではなく、中小企業にも適用拡大した上で、経営していけるよう十分支援することです。

(10)今回、企業規模要件を撤廃する道筋がつかなかった理由、撤廃時期、更なる適用拡大の見通しにつき、総理に伺います。

GPIFの資産構成について、株式割合を50%に増やしてから、運用収益の振れ幅が大きくなりすぎています。そのため、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う株価の下落により、1-3月期は17兆円前後という過去最大の積立金の損失見通しです。先日の資産構成割合の見直しでは、外国債券の割合を25%に引き上げましたが、現在のように世界的に金融市場が動揺する中では外債のリスクも高くなります。政府は累積収益は改善していると説明しますが、マイナスの幅が大きく出ることに対して国民は大きな不安を持っています。

(11)積立金の運用は、被保険者の利益のために、安全かつ効率的に行うという法律の規定を考えれば、株式運用比率を倍増させたことで、コロナショックの影響を大きく受け、過去最大の17兆円もの損失を出すなど年金運用のリスクを高めたのではないのでしょうか。総理、ご答弁下さい。

(12)また、GPIFは、会計検査院から開示が求められたバリューストレステストの結果といったリスクは開示しないままです。リスク情報が分からないままでは、安全かつ効率的な運用が行われているのか十分な確認はできません。速やかに会計検査院が開示を求めているリスク情報を開示すべきです、総理の見解を伺います。

(13)野党案では、GPIFの株式の構成割合の法定化、運用リスク情報の公表義務化を行うとしていますが、その趣旨、具体的な株式の割合について提出者に伺います。

政府は、繰下げ受給により、年金額が増え、より豊かな老後生活が可能になるとアピールしますが、現行の70歳までの繰下げの利用者は1%程度にとどまります。75歳まで繰下げ可能にしても、その間の生活資金が確保できなくては、利用できませ

ん。

(14)生活資金に余裕のある者だけが恩恵を受け、年金の増額が必要な低所得者は繰下げ受給を利用したくてもできないのではないのでしょうか。総理、ご答弁下さい。

年金生活者支援金は、保険料納付済期間に応じて支給額が決まり、納付済期間が短く年金額が低い者ほど支給額が低くなります。

(15)低所得者対策としては納付済期間にかかわらず、一律に給付すべきですが、総理の見解を伺います。

(16)今回の野党提出法案では、年金生活者支援給付金を拡充し、一律に月6千円支給するとしています。提出者に改めてその意義、必要性を伺います。

(17)また、野党案では、子どもが1歳になるまでの間の国民年金と国民健康保険の保険料の免除も盛り込まれており、大いに評価しますが、その趣旨・意義について提出者に伺います。

これまでの年金制度改革は、まさに新型コロナ対策同様に後手後手ではありますが、今まさにコロナ対策も年金改革も現実を見据えた具体的かつ早急な対策が必要であり、
共同会派としても全力で取り組んで行く事を申し上げて、私の質問と致します。